特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県あま市長

公表日

令和6年4月12日

I 関連情報

請求先

1 因任旧拟						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給に関する事務					
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。					
②事務の概要	(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和4年10月31日終了】 (2)電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】 (3)住民税非課税世帯支援給付金の支給に関する事務【令和5年12月15日終了】 (4)住民税非課税世帯物価高騰対策給付金の支給に関する事務 (5)低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金の支給に関する事務 (6)住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金の支給に関する事務 (7)令和6年度出産・子育て応援給付金の支給に係る事務					
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム、各給付金システム、					
2. 特定個人情報ファイル	名					
特定公的給付の支給に関する	る事務ファイル、団体内統合宛名ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条					
4. 情報提供ネットワーク						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠	情報照会 ・番号利用法第19条第1項第8号別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 情報提供 なし					
5. 評価実施機関における						
①部署	(1)福祉部社会福祉課 (2)福祉部社会福祉課 (3)福祉部社会福祉課 (4)福祉部社会福祉課 (5)子ども健康部子ども福祉課 (6)福祉部社会福祉課 (7)子ども健康部子ども福祉課 ※番号は1②事務の概要の事務を示す。					
②所属長の役職名	(1)社会福祉課長 (2)社会福祉課長 (3)社会福祉課長 (4)社会福祉課長 (5)子ども福祉課長 (6)社会福祉課長 (7)子ども福祉課長 (7)子ども福祉課長 ※番号は1②事務の概要の事務を示す。					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市市長公室情報推進課 052-444-1373

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地あま市市長公室情報推進課 052-444-1373

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和6年1月12日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年1月12日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移り	転(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じた	是供を除く。) [〇]提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	L]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・	啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月18日	新規作成				
令和6年4月8日	I 1. ②/ I 5. ①/ I 5. ②		(7)を追加	事前	